

令和5年11月 28 日

## 未就学児に係る子育て世帯への経済負担の軽減措置について

国の子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国保組合に加入する未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）に対する財政支援制度が令和4年度から実施されており、今年度も引き続き下記のとおり実施いたします。

### 記

#### 1. 軽減措置の内容

毎年11月30日時点において、未就学児である被保険者が属する組合員の世帯については、未就学児に係る子育て世帯の保険料を軽減する目的として、当該年度の12月以降に賦課する当該世帯の保険料から未就学児である被保険者1人につき12,000円を返還する形で充てることとします。

#### 2. 留意事項

- 年度途中で当組合に加入した場合であっても、基準日（11月30日）時点で当組合に加入している場合は返還の対象となり、返還額については加入月数にかかわらず一律12,000円です。
- 11月30日前に当組合を脱退している場合、12月1日以降に当組合に加入した場合、いずれも返還の対象になりません。
- 11月30日以前に被保険者の資格を取得した未就学児の届書が11月30日以降に提出された場合についても返還の対象となります。なお、異動の届出は14日以内に行うよう法令により義務づけられています。
- 対象の被保険者世帯に対して令和6年1月中に当組合から直接、保険料の補助申請書を送付し、令和6年3月中旬に指定口座へ支援金を振込む形で各世帯に返還する予定です。

ご不明な点は下記までお問合せください。

<お問い合わせ>

岐阜県医師国民健康保険組合

TEL : 058-274-1120 FAX : 058-274-6293